

## 別表第2（第12条関係）

姫路市地域生活支援サービス（地域生活支援給付事業）に要する費用の額の算定に関する基準

### 通則

ア 指定地域生活支援サービスに要する費用の額は、第2、第3又は第6（第2項を除く。）により算定する単位数に10円を乗じて得た額に次の表の左欄に掲げる指定地域活動支援サービス事業者の事業所が所在する地域区分に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額に、第1、第4、第5及び第6（第2項に限る。）により算定する単位数に10円を乗じて得た額を加えた額とする。

地域区分	割合
1級地	1000分の1120
2級地	1000分の1096
3級地	1000分の1090
4級地	1000分の1072
5級地	1000分の1060
6級地	1000分の1036
7級地	1000分の1018
その他	1000分の1000

（注）地域区分は、厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第2号の表に定める地域区分をいう。

イ アの規定により指定地域生活支援サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

### 第1 意思疎通支援事業給付費

#### 1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業給付費（1回につき）

- |                  |       |
|------------------|-------|
| (1) 所要時間3時間未満の場合 | 300単位 |
| (2) 所要時間3時間以上の場合 | 600単位 |

## 第2 移動支援事業給付費

- 1 所要時間30分未満の場合 243単位
- 2 所要時間30分以上の場合 243単位に所要時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

注1 移動支援事業に係る指定地域生活支援サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、移動支援計画（別に市長が定める基準により作成する計画をいう。）に位置付けられた内容の指定移動支援事業を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注2 2人の移動支援従業者により移動支援事業を行うことについて利用者の同意を得ている場合において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、同時に2人の移動支援従業者が1人の利用者に対して移動支援事業を行ったときは、それぞれの移動支援従業者が行う移動支援事業につき所定単位数を算定する。

- (1) 障害者等の身体的理由により、1人の移動支援従業者による介護が困難と認められる場合
- (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)又は(2)に準じると認められる場合

注3 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援事業を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に移動支援事業を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 移動支援を行う事業所が、第12条第4項に規定する利用者負担上限月額管理を行った場合は、1月につき150単位を加算する。

注5 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域等

、厚生労働大臣が定める地域に居住している者に対して、移動支援事業を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

### 第3 地域活動支援センター機能強化事業給付費

#### 1 地域活動支援センターⅠ型機能強化事業給付費

##### (1) 所要時間4時間未満の場合

ア 単価区分1	260 単位
イ 単価区分2	229 単位
ウ 単価区分3	198 単位

##### (2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

ア 単価区分1	411 単位
イ 単価区分2	357 単位
ウ 単価区分3	306 単位

##### (3) 所要時間6時間以上の場合

ア 単価区分1	522 単位
イ 単価区分2	454 単位
ウ 単価区分3	386 単位

#### 2 地域活動支援センターⅡ型機能強化事業給付費

##### (1) 所要時間4時間未満の場合

ア 単価区分1	260 単位
イ 単価区分2	229 単位
ウ 単価区分3	198 単位

##### (2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

ア 単価区分1	411 単位
イ 単価区分2	357 単位
ウ 単価区分3	306 単位

##### (3) 所要時間6時間以上の場合

ア 単価区分1	522 単位
---------	--------

イ 単価区分 2	4 5 4 単位
ウ 単価区分 3	3 8 6 単位

### 3 地域活動支援センターⅢ型機能強化事業給付費

#### (1) 所要時間 4 時間未満の場合

ア 単価区分 1	1 9 8 単位
イ 単価区分 2	1 7 6 単位
ウ 単価区分 3	1 5 5 単位

#### (2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

ア 単価区分 1	3 0 3 単位
イ 単価区分 2	2 6 6 単位
ウ 単価区分 3	2 3 3 単位

#### (3) 所要時間 6 時間以上の場合

ア 単価区分 1	3 8 1 単位
イ 単価区分 2	3 3 5 単位
ウ 単価区分 3	2 8 8 単位

注 1 地域活動支援センター機能強化事業を行うサービス事業所（以下「指定地域活動支援センター機能強化事業所」という。）において、地域活動支援センター機能強化事業を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に市長が定める単価区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域活動支援センター機能強化計画（別に市長が定める基準により作成する計画をいう。）に位置付けられた内容の地域活動支援センター機能強化事業を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注 2 指定地域活動支援センター機能強化事業所において、当該指定地域活動支援センター機能強化事業所に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等、当該指定地域活動支援センター機能強化事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た場合は、地域活動支援センター機能強化計画上食事の提供を行うこととなっている第 1 2 条第 3 項第 2 号イからエまでに掲げる支給決

定障害者等（以下「低所得利用者」という。）に対して、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

注3 2については、利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

注4 2及び3については、利用者に対して、その居宅、指定共同生活援助事業所又は事前に利用者と合意のうえ定めた集合場所若しくは事業所の最寄り駅と指定地域活動支援センター機能強化事業所との間の送迎を行った場合は、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他の加算は算定しない。

(1) 送迎加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも該当する場合 片道につき21単位

ア 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用していること。

イ 原則として、当該月において、週3回以上の送迎を実施していること。

(2) 送迎加算（Ⅱ） (1)のア又はイに掲げる基準のいずれかに該当する場合 片道につき10単位

注5 指定地域活動支援センター機能強化事業所が、第12条第4項に規定する利用者負担上限月額管理を行った場合は、1月につき150単位を加算する。

#### 第4 福祉ホーム事業給付費

##### 1 入居定員が5人以上9人以下の場合

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 身体障害者 | 179単位 |
| (2) 知的障害者 | 147単位 |
| (3) 精神障害者 | 153単位 |

##### 2 入居定員が10人以上19人以下の場合

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 身体障害者 | 106単位 |
| (2) 知的障害者 | 74単位  |

(3) 精神障害者 76 単位

3 入居定員が 20 人以上

(1) 身体障害者 70 単位

(2) 知的障害者 38 単位

(3) 精神障害者 38 単位

注 1 福祉ホーム事業を行うサービス事業所において福祉ホーム事業を行った場合に、利用者の障害種別に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

注 2 利用者が、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものである場合は、身体障害者と同じ所定単位数を算定する。

第 5 訪問入浴サービス事業給付費

1 入浴 1, 302 単位

2 清拭及び一部入浴 911 単位

注 1 訪問入浴サービス事業を行うサービス事業所において訪問入浴サービス事業を行った場合に、訪問入浴サービスの内容に応じ、1 回につきそれぞれ所定単位数を算定する。

注 2 訪問入浴サービス事業を行うサービス事業所が、第 12 条第 4 項に規定する利用者負担上限月額を管理を行った場合は、1 月につき 150 単位を加算する。

第 6 日中一時支援事業給付費

1 日中短期入所事業給付費

(1) 所要時間 4 時間未満の場合

ア 単価区分 1 179 単位

イ 単価区分 2 161 単位

ウ 単価区分 3 94 単位

(2) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合

ア 単価区分 1 358 単位

イ 単価区分 2 3 2 1 単位

ウ 単価区分 3 1 9 0 単位

(3) 所要時間 8 時間以上の場合

ア 単価区分 1 5 3 7 単位

イ 単価区分 2 4 8 2 単位

ウ 単価区分 3 2 8 4 単位

2 タイムケア事業給付費

(1) 所要時間 4 時間未満の場合 3 3 3 単位

(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合 4 4 4 単位

(3) 所要時間 6 時間以上の場合 5 0 0 単位

注 1 1 については、日中短期入所事業を行うサービス事業所（以下「指定日中短期入所事業所」という。）において、日中短期入所事業を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に市長が定める単価区分に応じ、現に要した時間ではなく、日中短期入所事業に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間に応じ、所要単位数を算出する。

注 2 1 については、指定日中短期入所事業所において、当該指定日中短期入所事業に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等、当該指定日中短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た場合において、低所得利用者に対して、食事の提供を行ったときは、1 日につき 3 0 単位を所定単位数に加算する。

注 3 2 については、タイムケア事業を行うサービス事業所において、タイムケア事業を行った場合に、現に要した時間ではなく、タイムケア計画（別に市長が定める基準により作成する計画をいう。）に位置付けられた内容のタイムケア事業を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注 4 指定日中短期入所事業所又はタイムケア事業を行うサービス事業所が、第 1 2 条第 4 項に規定する利用者負担上限月額管理を行った場合は、1 月につき 1 5 0 単位を加算する。

注5 2については、利用者に対して、その居宅等又は事前に利用者と合意の上定めた集合場所と指定タイムケア事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき54単位を加算する。



別表第3（第28条関係）

姫路市生活支援費用給付事業の額の算定に関する基準

通則

生活支援費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第1 自動車運転免許取得費給付事業

自動車運転免許の取得に直接要した費用の2分の1に相当する額

注 10万円を限度として、所定額を算定する。

第2 自動車改造費給付事業

自動車改造に要した費用

注 10万円を限度として、所定額を算定する。